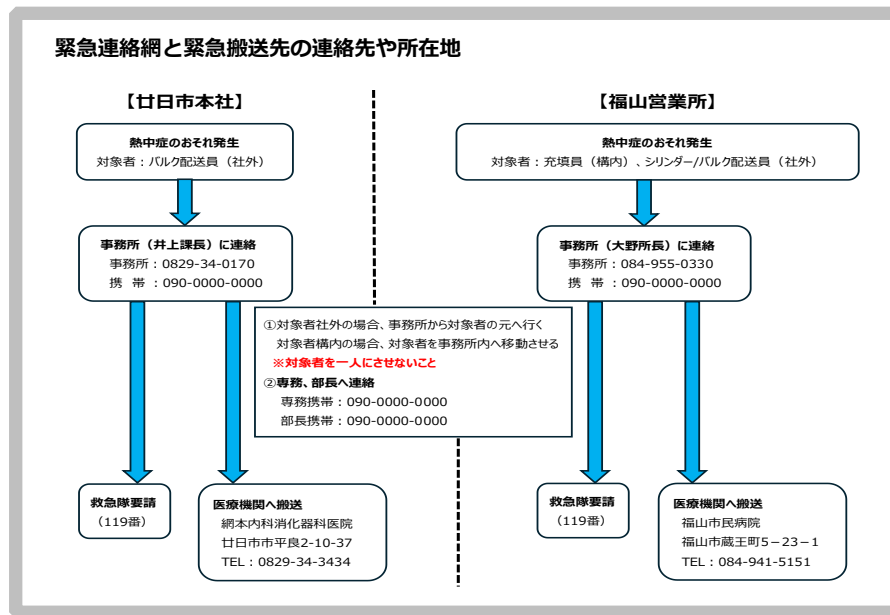
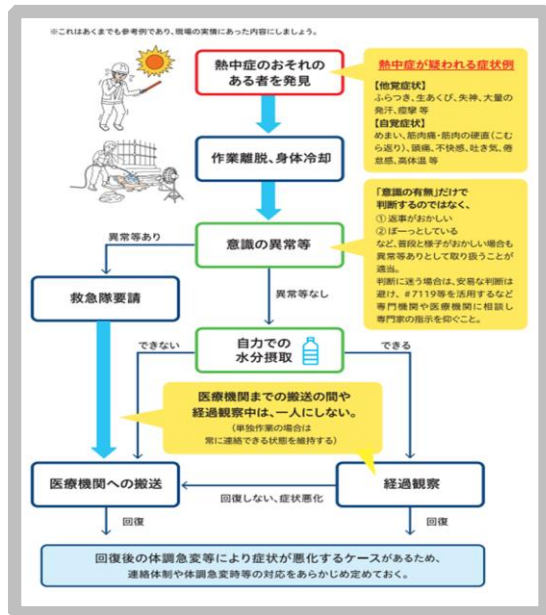


企業における熱中症対策が義務化されました。

2025年6月1日施行の労働安全衛生規則改正により、企業における熱中症対策が義務化されました。WBGT（暑さ指数）28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の作業が見込まれる作業員に義務付けられ、当社の充填作業員及び配送員はこれに該当すると思われることから、5月28日に廿日市本社及び福山営業所の両事業所にて熱中症対策の教育と対応手順の周知を行いました。実際に熱中症患者を発見した場合にはあわてず的確な措置をして重症化を防止するよう心掛けたいと思います。

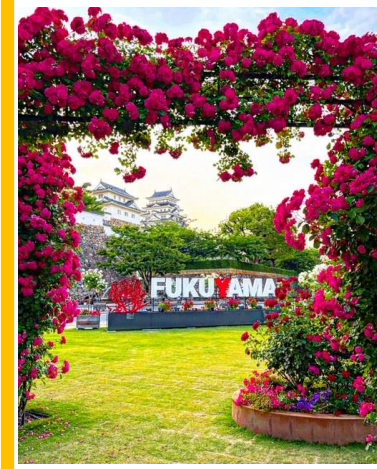
重症化を防ぐ為の必要な措置の実施手順

体調不良時等の報告体制



～トピックス～

バラの街、福山市では毎年5月にバラ祭りが行われますが、この数日前より街の至る所でバラを祭った飾りつけが行われます。福山駅の北口にも福山城を入れて写真を撮る事が出来るスポットがありとてもきれいだったので撮影しました。



早期に的確な措置を行い、熱中症の重症化を防止します。